

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月29日
【事業年度】	第9期（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社ワイヤレスゲート
【英訳名】	WirelessGate, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 池田 武弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03-6433-2045
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート・マネジメントグループ長 小島 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03-6433-2045
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート・マネジメントグループ長 小島 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成20年12月	第6期 平成21年12月	第7期 平成22年12月	第8期 平成23年12月	第9期 平成24年12月
売上高 (千円)	-	-	-	-	5,500,950
経常利益 (千円)	-	-	-	-	575,891
当期純利益 (千円)	-	-	-	-	423,488
包括利益 (千円)	-	-	-	-	423,488
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,534,034
総資産額 (千円)	-	-	-	-	2,492,242
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	628.47
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	190.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	181.88
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	61.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	37.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	15.52
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	735,980
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	238,294
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	381,660
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,630,186
従業員数 (人)	-	-	-	-	10
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)

(注) 1. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

平成24年5月16日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成20年12月	第6期 平成21年12月	第7期 平成22年12月	第8期 平成23年12月	第9期 平成24年12月
売上高 (千円)	173,522	426,061	1,154,497	3,440,852	5,500,950
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	297,551	184,293	113,459	386,521	577,402
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	301,571	185,491	177,318	279,208	425,048
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	420,535	547,300	616,139	616,139	810,241
発行済株式総数 (株)	15,253	18,726	20,612	20,612	2,440,900
純資産額 (千円)	60,098	128,135	443,132	722,340	1,535,594
総資産額 (千円)	210,658	281,418	764,736	1,394,862	2,495,983
1株当たり純資産額 (円)	3,940.09	6,842.67	21,498.76	350.45	629.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	23,727.12	10,918.96	9,094.65	135.46	191.19
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	182.55
自己資本比率 (%)	28.5	45.5	57.9	51.8	61.5
自己資本利益率 (%)	-	-	62.0	47.9	37.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	15.47
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	300,868	343,987	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	62,275	68,887	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	76,104	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	475,739	750,838	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	2 (-)	2 (-)	6 (1)	9 (-)	10 (0)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第5期から第8期までの持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社は、平成24年7月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

5. 第5期から第8期までの株価収益率については、当社株式は第8期まで非上場であったため、記載しておりません。

6. 当社は第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期及び第6期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
  7. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
  8. 第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第5期及び第6期については、当該監査を受けておりません。
  9. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。
- 平成24年5月16日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2【沿革】

年月	事項
平成16年1月	ワイヤレス・ブロードバンドサービスの提供を目的として、株式会社トリプレットゲートを東京都品川区に設立
平成16年10月	公衆無線LANサービス「ワイヤレスゲート」の提供開始
平成17年10月	ワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォームを活用した「ワイヤレス・プラットフォームサービス」の提供開始
平成21年7月	モバイルインターネットサービス「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」の提供開始
平成22年10月	本社を現在地に移転
平成23年3月	商号を株式会社ワイヤレスゲートへ変更
平成24年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成24年11月	株式会社ワイヤステクノロジー・ラボ（現・連結子会社）及び株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ（現・連結子会社）を設立
平成24年12月	モバイルインターネットサービス「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE」の提供開始

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されており、ワイヤレス・ブロードバンドサービス関連事業を展開しております。

当社グループでは、複数の公衆無線LAN事業者（注1）のWi-Fiスポット（注2）及び複数の通信事業者の通信網を用い、ユーザーのニーズに応じた「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」を、主に家電量販店や携帯電話販売代理店等を通じて提供しております。

「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」においては、主に月額有料会員からの利用料収入が継続的かつ安定的に発生しており、会員数の増大を図ることで、収益が拡大するストック型の課金モデルとなっております。

また、当社グループでは、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの他に、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォーム（注3）を他の通信事業者等に提供する「ワイヤレス・プラットフォームサービス」も展開しております。

#### (1) ワイヤレス・ブロードバンドサービスについて

ワイヤレス・ブロードバンドサービスでは、複数の公衆無線LAN事業者より提供を受けているWi-Fiスポットを利用し、付加価値を高めた上でユーザーに無線通信サービスを提供する「公衆無線LANサービス」、及び当社グループの公衆無線LANサービスと通信事業者より提供を受けている通信網を組み合わせ、付加価値を高めた上でユーザーに無線通信サービスを提供する「モバイルインターネットサービス」を展開しております。複数の公衆無線LAN事業者や複数の通信事業者から、様々な通信技術の提供が受けられることができるため、新しい通信技術が市場に登場した場合にも、大規模な設備投資を行うことなく、最適なタイミングでその技術を利用したサービスの提供を行うことが可能です。

[ワイヤレス・ブロードバンドサービスの会員数の推移]

（単位：万人）

	第5期 （平成20年12月末）	第6期 （平成21年12月末）	第7期 （平成22年12月末）	第8期 （平成23年12月末）	第9期 （平成24年12月末）
会員数	4	9	21	30	35

#### 公衆無線LANサービス

公衆無線LANサービスでは、東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内や主な鉄道の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内など全国2万ヶ所以上で利用できる無線LANを利用した高速インターネット接続サービス「ワイヤレスゲートWi-Fi」を提供しております。利用者は「ワイヤレスゲートWi-Fi」への申込を行えば、別途、公衆無線LAN事業者やインターネットプロバイダとの契約を行うことなく、複数の公衆無線LAN事業者のWi-Fiスポットを1つのIDで利用でき、最大54Mbpsでの高速インターネット接続を行うことが可能です。

#### モバイルインターネットサービス

モバイルインターネットサービスでは、当社グループが提供する公衆無線LANサービスの他に、通信事業者より提供を受けているWiMAX（注4）及びLTE（注5）等の通信網を併せて利用することができる「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」及び「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE」のサービスを提供しております。利用者は、公衆無線LANサービスで利用可能なWi-Fiスポットに加え、非常に広域なエリアで、高速インターネット接続を行うことが可能です。

#### (2) ワイヤレス・プラットフォームサービスについて

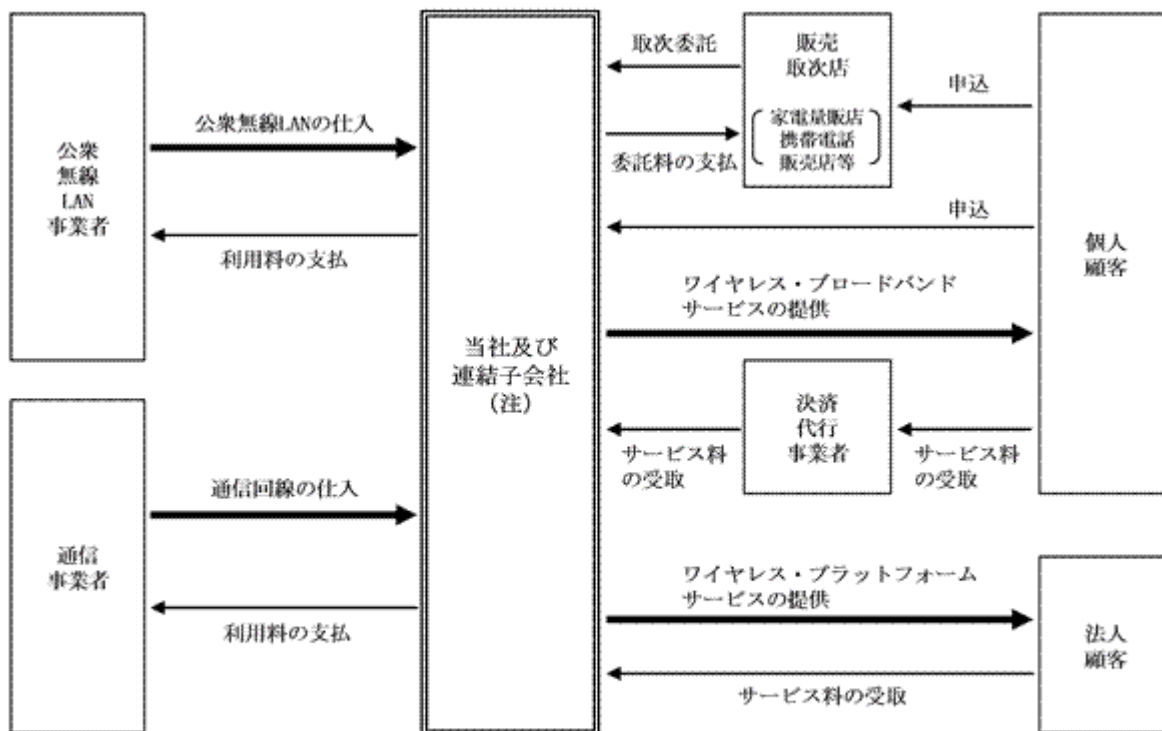
ワイヤレス・プラットフォームサービスは、当社グループのワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォームである、ID・パスワードの認証プラットフォーム（注6）と課金プラットフォーム（注7）を活用した付加価値提供事業です。

これまでに、他通信事業者への認証プラットフォーム提供や、Wi-Fi端末の販売メーカー向けに、ワイヤレスゲートWi-FiのID・パスワードを事前に組み込むことで収入を得ております。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。

なお、当社グループはワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

[事業系統図]



(注) 当社連結子会社である株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボは、無線通信サービスに関する研究開発及びネットワークシステムの運用保守を、株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボは、オンラインサービスの提供を主要な事業の内容としております。

<用語解説>

- (注) 1. 公衆無線LANとは、鉄道駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設にて、無線LANを利用した高速インターネット接続を提供するサービスであり、公衆無線LAN事業者とは、当該サービスを提供する事業者のことです。
2. Wi-Fiとは、無線LANの一種で、無線LAN関連製品を製造・販売する企業が集まる業界団体であるWi-Fiアライアンスにより無線LAN機器間の相互接続性を認証されたことを示す名称です。Wi-Fi搭載機器は、Wi-Fiを利用した公衆無線LANサービスなどによりインターネット接続が可能になります。Wi-Fiスポットとは、鉄道駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設で、無線LANを利用したインターネットへの接続が可能な場所のことです。
3. 基盤プラットフォームとは、当社グループが開発・構築した「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」を提供する為の基盤システムです。
4. WiMAX (ワイマックス)とは、無線通信技術の規格のひとつで、Worldwide Interoperability for Microwave Accessの略です。広いエリアでの高速インターネット接続が特色です。
5. LTEとは、「長期的進化」を意味するLong Term Evolutionの略称であり、第3世代(3G)データ通信をさらに高速にした次世代携帯電話の通信規格です。無線でありながら、光ケーブルなどの有線ブロードバンドサービスに迫るスピードで高速データ通信を行うことが可能です。
6. ID・パスワードの認証プラットフォームとは、IDとパスワード情報から当社グループのサービス契約者であることを認証する為のシステムです。
7. 課金プラットフォームとは、当社グループのサービス利用者からサービス利用料金を徴収する為の課金システムで、クレジットカードにより利用料金を徴収しています。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ワイヤレス テクノロジー・ラボ	横浜市 西区	10,000	無線通信サービスに関する研究開発 ネットワークシステムの運用保守	100.0	当社ネットワークシステム の運用保守業務委託 管理業務受託 役員の兼任
株式会社ワイヤレス マーケティング・ラ ボ	横浜市 西区	50,000	オンラインサービスの提供	100.0	オンラインでの販促支援 業務委託 管理業務受託 役員の兼任



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成24年12月31日現在

従業員数(人)
10(0)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人数を計算し( )内に外数で記載しております。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

### (2) 提出会社の状況

平成24年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10(0)	34.5	1.9	5,554,427

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人数を計算し( )内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はして  
おりません。

#### (1) 業績

当連結会計年度（平成24年1月1日～平成24年12月31日）におけるわが国経済は、世界経済の減速懸念、円高及び  
デフレの状況下ではあったものの、復興需要等を背景に企業収益、個人消費、雇用情勢等を中心に緩やかな回復基調  
で推移いたしました。

このような経済環境の中で、無線データ通信サービスの利用が想定されるスマートフォン、タブレット端末等の国  
内出荷台数は拡大していると思われ、平成24年1月から12月までのスマートフォン出荷台数（海外メーカーは除  
く）は、1,574万台となり、平成23年1月から12月までの1,092万台を大きく上回りました。（出所：一般社団法人電  
子情報技術産業協会）

このような事業環境の下、当社グループは、主力のワイヤレス・ブロードバンドサービスの新規会員獲得に注力  
し、当連結会計年度末におけるワイヤレス・ブロードバンドサービスの会員数は約35万人となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は5,500,950千円、営業利益は597,078千円、経常利益は  
575,891千円、当期純利益は423,488千円となりました。

当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。サービスごとの取組みは以  
下の通りであります。

#### ワイヤレス・ブロードバンドサービス

##### イ．公衆無線LANサービス

12月に、国内におけるWi-Fiスポットを拡充し利用可能なWi-Fiスポットが従来の約1万ヶ所から約2万ヶ所  
へと倍増したほか、スマートフォンユーザー向け公衆無線LAN接続ソフトウェアを提供する等、「ワイヤレ  
スゲートWi-Fi」の更なる利便性の向上に取り組んでまいりました。

また、家電量販店において積極的な告知を行ったほか、12月には携帯電話販売代理店において「ワイヤレ  
スゲートWi-Fi」の新規取扱いを開始する等、新規会員の獲得にも力を入れてまいりました。この結果、当連結会  
計年度における公衆無線LANサービスの売上高は820,867千円となりました。

##### ロ．モバイルインターネットサービス

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」に関しては、新規会員の更なる獲得を図るべく、家電量販店において積  
極的なキャンペーン活動を展開したこと等により、引き続き加入者数は増加傾向にあります。また、12月から  
「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE」を開始したことに伴い、より利用者のニーズに応じた通信環境を提供するこ  
とができるようになりました。

この結果、当連結会計年度におけるモバイルインターネットサービスの売上高は4,668,549千円となりまし  
た。

##### ワイヤレス・プラットフォームサービス

ワイヤレス・ブロードバンドサービスの基盤プラットフォームである、「公衆無線LANサービスのID・  
パスワード認証及び課金システム」を法人向けに提供しております。当連結会計年度におけるワイヤレス・プ  
ラットフォームサービスの売上高は9,907千円となりました。

##### その他

「ヨドバシカメラ@wig card（プリペイドカード）プラン」の販売等になります。当連結会計年度は1,625千  
円の売上高となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,630,186千円となりました。  
当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは735,980千円の収入となりました。この主な要因は、資金減少要因として、売上の増加に伴う売上債権の増加131,007千円が発生した一方で、資金増加要因として、仕入債務の増加235,764千円及び未払金の増加25,934千円が発生したこと、並びに税金等調整前当期純利益575,474千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは238,294千円の支出となりました。この主な要因は、保険加入に伴う支払い204,633千円及び通信機器等の有形固定資産の取得による支出18,953千円が発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは381,660千円の収入となりました。この主な要因は、新規上場時の公募増資、並びに新株予約権の行使に伴う株式発行収入381,660千円が発生したことによるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注状況

当社グループは、受注活動を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	前年同期比(%)
ワイヤレス・ブロードバンドサービス(千円)	5,489,417	-
ワイヤレス・プラットフォームサービス(千円)	9,907	-
その他(千円)	1,625	-
合計(千円)	5,500,950	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載していません。

4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)		当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	-	-	5,488,984	99.8

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の記載はしていません。

3. 上記金額は、一般顧客に対する回収代行委託金額であります。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

#### (1) 新規事業領域への展開について

当社グループは、設立以来、ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、ユーザーのニーズに応じた通信環境を提供することに注力してまいりました。今後、更なる成長を遂げるため、ワイヤレス・ブロードバンドサービス利用者向けのオプションサービスの提供やオンラインサービスの開始等、新規事業領域への展開を行い、事業の拡充を図ってまいります。

#### (2) 販売チャネルの拡充について

現在は株式会社ヨドバシカメラ経由での新規サービス加入者の構成比率が高く、同社への依存度が高い状態にあります。今後、携帯電話販売代理店との契約締結等により販売チャネルの拡充を図り、当該依存度を低下させることに取り組んでまいります。

#### (3) 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展の実現のためには、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材及び管理職者の獲得、人材育成に注力してまいります。そのために、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

#### (4) 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性及健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

当社グループとしては、必ずしも事業展開上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、これらのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、本文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 技術革新について

当社グループの属する情報通信業界においては、技術、顧客ニーズ及び業界環境等の変化が速く、頻繁に新技術に基づくサービスの開発、サービスの提供が行われております。当社グループは、単一の技術によらない通信サービスの提供を行っており、技術革新への対応をできるものと考えておりますが、重要な新技術の利用権の取得、顧客ニーズに合ったサービス開発等ができない場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 通信回線等の外部への依存について

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの提供にあたり、独自の通信設備を持たず、外部から通信回線等の仕入を行い、当社グループのプラットフォームにおいてサービスを提供しております。

そのため、外部の通信事業者等から提供される通信回線等が長期にわたり中断する等の事象が発生した場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、何らかの要因による外部の通信事業者等との取引関係の悪化等の理由により、通信回線等の仕入に影響があった場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 特定取引先への販売代理業務の依存について

当社グループは、主に株式会社ヨドバシカメラを通じてワイヤレス・ブロードバンドサービスにおける新規サービス加入者の獲得を行っております。

株式会社ヨドバシカメラは、当連結会計年度末現在において、当社株式の発行済株式総数の18.6%（緊密な者の保有分を含む）を保有しており、同社は当社の大株主となっておりますが、当社グループ役員と同社役員又は同社従業員との兼務関係、従業員の派遣出向及び受入出向ならびに営業外取引は存在せず、また、当社グループの事業戦略、人事政策及び資本政策等について、何ら制約等も受けておりません。

当社グループは、平成24年12月末時点で約35万人のワイヤレス・ブロードバンドサービスの有料会員数を有しており、当該既存有料会員より継続的かつ安定的な収入が見込まれるため、新規サービス加入者数の変動が当社グループの業績に及ぼす影響は徐々に低下傾向にあり、また、今後、携帯電話販売店等の同社以外の販売取次店の開拓等の販売チャネルの拡大を図っていく予定であります。しかしながら、現時点におきましては、ワイヤレス・ブロードバンドサービスにおける同社経由での新規サービス加入者の構成比率が高いことには変わりはないため、同社の方針変更や何らかの要因による取引関係の悪化等の理由により、当社グループとの取引に影響があった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 代金回収業務の委託について

当社グループは、クレジットカード決済での当社グループサービスの代金回収に関して、その全てを決済代行会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社に委託しております。代金回収の手数料は、契約によって定められておりますが、当該手数料が変動した場合、また、何らかの事態が発生して当該契約が終了した場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 新規事業領域への展開に伴うリスクについて

当社グループは、持続的成長を目指すため、新たな事業領域への展開を行っていく予定ではあります。これによりシステム投資、広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、不測の事態等が発生し、新規事業が安定収益を生むまでに時間を要した場合及び当社グループの計画通りに事業が進まない場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業の収益構造について

当社グループの主要サービスであるワイヤレス・ブロードバンドサービスは、第9期連結会計年度において売上高5,500,950千円のうち5,489,417千円（構成比99.8%）を占めており、ワイヤレス・ブロードバンドサービスへの依存度は高い状況にあります。

当サービスは、月額利用料を継続的に支払う月額継続会員が中心となっていることから、会員数の増加により継続的かつ安定的な収入が見込める一方、不測の事態等による会員数の減少等が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ワイヤレス・ブロードバンドサービスへの依存度を低下させるため、新規事業領域への展開を企図しておりますが、これらが当初の計画通りに進まず、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの依存度が低下しなかった場合、不測の事態等による当サービスの会員数の減少等が当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 主要な事業活動の前提となる契約について

当社グループの事業展開上、重要な契約を「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。これらの契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) システム障害について

当社グループは、システムの管理に細心の注意を払い、システム障害が発生することのないように運営を行っております。しかしながら、コンピューターウイルスや不正な手段によるシステムへの侵入、その他当社グループが予測不可能な事象に起因するシステム障害が発生した場合には、サービスを提供することが困難になります。当社グループでは、自社グループシステムに関して、強固な認証手続きを要求するアクセス制限や、ファイアウォールの設置等の対策を行っておりますが、万一システムに障害が発生し、長時間にわたってサービスが停止した場合、当社グループサービスの信頼性の低下を招き、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害及び事故等について

当社グループ及び当社グループ取引先の事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、当社グループの事業活動に支障が生じ、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役CEOである池田武弘は、過去に通信関係の研究開発を行っていた経験もあり、技術的にも当社グループのサービスに非常に精通しており、当社の最高責任者として経営方針及び事業戦略等を決定するとともに、新規技術のアイデア創出からサービスの提供までの開発体制での同氏への依存度は非常に高くなっております。

今後は、組織の更なる体系化及び人材育成強化等の策を講じ、同氏への依存度を低下させるべく体制の構築に努めていく所存ではありますが、当面は同氏への依存度は高いままであることが見込まれます。

このような状況下において、退任等何らかの要因により、同氏の当社における業務執行が困難となった場合、当社グループの事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社は、平成16年1月に株式会社として設立されましたが、社歴が浅く、また当連結会計年度末現在、取締役4名、監査役3名、従業員10名と組織体制が小規模であることから、内部管理体制は相互牽制を中心としたものとなっております。また、少人数であることから、各役職員への依存等の小規模組織特有の課題があると認識しております。

今後は事業の拡大に伴い、業務遂行体制の充実に努めてまいります。人的資源に限りがあるため、役職員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは役職員が社外流出した場合には、当社グループの業務に支障をきたし、事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材の確保及び育成について

当社グループは、今後における事業拡大を図るため、継続した人材の確保が必要であると考えており、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材の確保が計画通り進捗しない又は在籍する人材の多くが流出する等の状況が生じた場合には、競争力の低下や計画通りの事業拡大に影響が生じる可能性があり、当社グループの事業展開や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報について

当社グループでは、ワイヤレス・ブロードバンドサービスの会員情報など各種個人情報を保有しております。これらの個人情報の管理にあたっては、当社グループシステム上でのセキュリティ強化を随時実施するとともに、全ての役職員が個人情報保護規程を厳格に遵守し、徹底した管理体制のもと、個人情報流出の防止に取り組んでおります。また、当社では「プライバシーマーク制度（注）」の認定を受けることで、同制度に基づいた適切な個人情報の保護措置を講じております。しかしながら、外部からの侵入者及び当社グループ関係者並びに業務委託先等より個人情報が流出し、不正利用された場合、当社グループの責任が問われるとともに、当社グループサービスの信頼性の低下を招き、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（注）プライバシーマーク制度とは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が行う日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備する事業者等として認定する制度のことです。認定された事業者には「プライバシーマーク（Pマーク）」の使用が認められます。

(14) 法的規制について

当社は、電気通信事業者として総務省に届出を行っており、電気通信事業法に基づく規制を受けております。当社の業務に関し、通信の秘密の確保に支障があるとされた場合や、その業務方法が適切でないとしてされた場合には、総務大臣より業務方法の改善命令その他の措置がとられる可能性があり、その場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権について

当社では、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をいっそう高めること並びに社外協力者の更なる当社への貢献を目的として、役員及び従業員並びに社外協力者に対して新株予約権を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は366,800株であり、発行済株式総数2,440,900株の15.0%にあたります。これらの新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社株式価値の希薄化や株式売買需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

当社は、第1期から第6期までは当期純損失を計上しており、当事業年度末においても分配可能な利益の蓄積が進んでいないことから、誠に遺憾ながら当期は無配とさせていただきました。

翌期に関しては、期末配当を実施する予定ですが、本リスク情報に記載されていないことも含め、当社の事業が計画通り進展しない等、当社の業績が悪化した場合配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性があります。



(17) 資金使途について

新規上場時（平成24年7月18日払込期日）に実施した公募増資（手取調達金額324,900千円）については、ワイヤレス・ブロードバンドサービスにおける設備資金として、通信機器の購入及びサーバ増強等に200,000千円（平成25年12月期：100,000千円、平成26年12月期：100,000千円）、SNSアプリケーション・サービスにおける設備資金として、サーバの購入及びソフトウェアの開発費に50,000千円（平成24年12月期）、運転資金として販売促進費に48,000千円（平成25年12月期：24,000千円、平成26年12月期：24,000千円）、販売手数料に残額（平成25年12月期）を充当する予定でありました。

ワイヤレス・ブロードバンドサービスに関する調達資金200,000千円に関しましては、通信機器の購入及びサーバ増強等の設備資金として19,104千円を平成24年12月期に充当しており、残額は平成26年12月期までに充当する予定であります。

しかしながら、SNSアプリケーション・サービスに関する調達資金124,900千円に関しましては、平成25年12月期よりサービスを開始する計画でありましたが、昨今のコンテンツ業界の動向等を鑑み、内容を精査し直した上でサービスを開始することが得策であると考え、サービスの開始時期を延期することとし、調達資金はワイヤレス・ブロードバンドサービスにおける新規会員獲得のため販売促進費等の運転資金として充当する方針であります。

なお、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するためにも、今後についても適宜計画を見直す必要があると認識しており、その結果、資金使途計画の変更、資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約名称	契約内容	契約期間
ソフトバンクテレコム株式会社	公衆無線LANサービス契約	公衆無線LANサービス契約約款による無線LANサービスの仕入れに関する契約	平成16年7月26日から有効 (契約期間の定めなし)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (注)	ポータブルIPサービスに係る提供条件特約書	ポータブルIPサービスの仕入れに関し、一部を契約約款とは異なる条件とする特約	平成22年11月1日から 平成24年3月31日まで 以降1年ごとの自動更新
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	無線IPネットワークサービス契約書	無線IPネットワークサービスの仕入れに関する契約	平成23年12月1日から 平成25年12月31日まで 以後1年ごとの自動更新
UQコミュニケーションズ株式会社	UQ卸通信サービスの提供に関する契約書	ワイマックス・サービスの仕入れに関する契約	平成22年7月29日から有効 (契約期間の定めなし)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	IP通信網サービス等に係る提供条件特約書	電気通信サービスの仕入れに関し、一部を約款とは異なる条件とする特約	平成24年11月5日から有効 (契約期間の定めなし)
株式会社ヨドバシカメラ	ワイヤレスゲート取次代理店契約書	販売代理店契約	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新

(注) 同社より提供を受けているポータブルIPサービスに関して、同社においてサービスの提供が終了となることに伴い、平成25年7月31日をもって契約が終了となる予定であります。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしてありません。

#### (資産の部)

当連結会計年度末における資産の合計は、2,492,242千円となりました。この主な内訳は、現金及び預金1,630,186千円、売掛金525,004千円及び保険積立金204,633千円であります。

#### (負債の部)

当連結会計年度末における負債の合計は、958,208千円となりました。この主な内訳は、買掛金736,649千円及び未払金146,018千円であります。

#### (純資産の部)

当連結会計年度末における純資産の合計は、1,534,034千円となりました。この内訳は、資本金810,241千円、資本剰余金749,631千円及び利益剰余金 25,838千円であります。

### (3) 経営成績の分析

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしてありません。

#### (売上高)

当連結会計年度においては、当社グループの主力サービスであるワイヤレス・ブロードバンドサービスの新規会員獲得に注力し、会員数は順調に推移いたしました。この結果、当連結会計年度における売上高は5,500,950千円となりました。

#### (売上原価及び売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は3,698,543千円となりました。これは主に売上高の増加に伴い通信回線利用料が増加したことによるものであります。この結果、当連結会計年度における売上総利益は1,802,407千円となりました。

#### (販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は1,205,329千円となりました。これは主に会員数の増加に伴い、販売取次店への支払手数料が増加したことによるものであります。この結果、当連結会計年度における営業利益は597,078千円となりました。

#### (営業外費用及び経常利益)

当連結会計年度における営業外費用は21,254千円となりました。これは主に株式上場に伴い、上場関連費用6,544千円及び株式交付費13,705千円が発生したためであります。この結果、当連結会計年度における経常利益は575,891千円となりました。

(税金等調整前当期純利益及び当期純利益)

当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、固定資産除却損417千円が発生した結果、575,474千円となりました。また、当連結会計年度における当期純利益は、繰越欠損金の利用による繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額131,307千円、並びに法人税、住民税及び事業税20,677千円を計上した結果、423,488千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしておりません。

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、1,630,186千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは735,980千円の収入となりました。この主な要因は、資金減少要因として、売上の増加に伴う売上債権の増加131,007千円が発生した一方で、資金増加要因として、仕入債務の増加235,764千円及び未払金の増加25,934千円が発生したこと、並びに税金等調整前当期純利益575,474千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは238,294千円の支出となりました。この主な要因は、保険加入に伴う支払い204,633千円及び通信機器等の有形固定資産の取得による支出18,953千円が発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは381,660千円の収入となりました。この主な要因は、新規上場時の公募増資、並びに新株予約権の行使に伴う株式発行収入381,660千円が発生したことによるものであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、創業以来、アグリゲーター(注)として複数の通信事業者等から複数の通信サービスの提供を受け、付加価値を高めた上でユーザーのニーズに応じた無線通信サービスを提供してまいりました。

今後、新たな通信技術が市場へ登場することが予測されますが、当社グループは引き続きアグリゲーターとしての独立的なポジションを生かし、大規模な設備投資を行うことなく、通信事業者等の通信回線等を用い、最適なタイミングでお客様のニーズに応じた付加価値の高いサービスの提供を行ってまいります。

また、当社グループの主力サービスである「ワイヤレス・ブロードバンドサービス」においては、主に月額有料会員からの利用料収入が継続的かつ安定的に発生しており、会員数の増大を図ることで、収益が拡大するストック型の課金モデルとなっているため、引き続き既存の販売代理店において効果的なキャンペーン等を実施するほか、新規販売チャネルの拡充により会員数の増大を図るとともに、ワイヤレス・ブロードバンドサービス以外の新規事業を展開し、更なる収益の拡大を行ってまいります。

(注) アグリゲーターとは、複数の通信事業者等からインフラを借り受け、それらを組み合わせた無線通信サービスを提供する事業者を意味しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、27,866千円であります。その主なものは、モバイルインターネットサービスにおける通信機器への投資19,104千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の新設の計画として、SNSアプリケーション・サービスにおけるサービス用基幹システム10,000千円（平成24年10月着手、平成24年12月完了予定）及びサーバ40,000千円（平成24年10月着手、平成24年12月完了予定）を予定しておりましたが、SNSアプリケーション・サービスの開始時期が延期となったことに伴い、重要な設備の新設の計画を見直しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	サービスの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区) (注)3	ワイヤレス・ ブロードバンドサービス	通信設備等	418	56,742	11,510	68,671	5
本社 (東京都品川区) (注)4	全社(共通)	本社設備	10,428	2,326	-	12,755	5
合計			10,846	59,069	11,510	81,426	10

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 上記の他、データセンターを賃借しており、年間賃借料は14,174千円であります。

4. 上記の他、本社建物等を賃借しており、年間賃借料は4,961千円であります。

##### (2) 国内子会社

設備を保有しておりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

会社名	事業所 (所在地)	サービスの名称	設備の内容	投資予定金額		投資調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
提出会社	本社 (東京都品川区)	ワイヤレス・ ブロードバンドサービス	LTE収容 用ルータ等	200,000	19,104	増資資金	平成24年 11月	平成26年 1月

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度に計画しておりましたSNSアプリケーション・サービスにおけるサービス用基幹システム10,000千円（平成24年10月着手、平成24年12月完了予定）及びサーバ40,000千円（平成24年10月着手、平成24年12月完了予定）は、SNSアプリケーション・サービスの開始時期が延期となったことに伴い、投資予定金額、着手及び完了予定年月等の詳細が現段階では未定のため記載しておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

設備更新のための除却等を除き、重要な設備等の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,200,000
計	7,200,000

(注)平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は7,128,000株増加し、7,200,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,440,900	2,440,900	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数100株
計	2,440,900	2,440,900	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成17年2月25日の定時株主総会決議（平成17年3月1日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	208	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,800(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年3月1日 至平成27年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の発行日後において、株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその目的たる株数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し(注)2に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

2. 新株予約権の発行日後において、株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権について1株あたりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
  - (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (3) 本新株予約権の権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
  - (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
  - (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
  - (10) 本新株予約権の権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合
- 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。



第2回新株予約権 平成18年2月28日の定時株主総会決議（平成19年2月26日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年2月28日）
新株予約権の数（個）	700	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70,000（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	730（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月26日 至 平成29年2月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 730 資本組入額 365 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権の発行日後において、株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその目的たる株数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し（注）2に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

2．新株予約権の発行日後において、株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後において、1株あたりの払込金額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る価額での普通株式の発行（自己株式の処分を含む。潜在株式等の権利行使によるもの、強制転換条項付株式の普通株式への転換によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、1株あたりの払込金額を下回る1株あたりの発行価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権証券による権利、転換予約権付株式、その他普通株式の取得を請求できる権利を意味する。）の発行を行うときは、未行使の新株予約権について1株あたりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合、但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権 平成20年3月28日の定時株主総会決議（平成21年1月26日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	730(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年1月26日 至平成31年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 730 資本組入額 365 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第4回新株予約権 平成21年3月31日の定時株主総会決議（平成22年2月15日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年2月28日）
新株予約権の数（個）	25	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,500（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	730（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月25日 至 平成32年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 730 資本組入額 365 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第5回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	730(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年12月21日 至平成32年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 730 資本組入額 365 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額(但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。)の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。



第6回新株予約権 平成22年3月31日の定時株主総会決議（平成23年2月18日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年2月28日）
新株予約権の数（個）	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,000（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	730（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月21日 至 平成33年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 730 資本組入額 365 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第7回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議（平成23年3月28日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年2月28日）
新株予約権の数（個）	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	730（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年3月29日 至 平成33年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 730 資本組入額 365 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

第8回新株予約権 平成23年11月16日の臨時株主総会決議（平成23年12月22日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成24年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年2月28日）
新株予約権の数（個）	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,500（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月28日 至 平成33年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は、行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3．平成24年4月18日開催の取締役会決議により、平成24年5月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4. 新株予約権の主な行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年3月28日 (注) 1	2,100	11,931	76,650	299,282	76,650	238,672
平成20年4月10日 (注) 2	411	12,342	15,001	314,284	15,001	253,674
平成20年5月26日 (注) 3	1,000	13,342	36,500	350,784	36,500	290,174
平成20年7月30日 (注) 4	411	13,753	15,001	365,785	15,001	305,175
平成20年11月14日 (注) 5	1,500	15,253	54,750	420,535	54,750	359,925
平成21年3月31日 (注) 6	2,000	17,253	73,000	493,535	73,000	432,925
平成21年9月28日 (注) 7	137	17,390	5,000	498,536	5,000	437,926
平成21年10月13日 (注) 8	500	17,890	18,250	516,786	18,250	456,176
平成21年10月27日 (注) 9	136	18,026	4,964	521,750	4,964	461,140
平成21年12月4日 (注) 10	700	18,726	25,550	547,300	25,550	486,690
平成22年2月22日 (注) 11	137	18,863	5,000	552,300	5,000	491,690
平成22年7月27日 (注) 12	349	19,212	12,738	565,039	12,738	504,429
平成22年8月23日 (注) 13	1,400	20,612	51,100	616,139	51,100	555,529
平成24年5月16日 (注) 14	2,040,588	2,061,200	-	616,139	-	555,529
平成24年7月18日 (注) 15	300,000	2,361,200	165,600	781,739	165,600	721,129
平成24年7月26日～ 平成24年12月31日 (注) 16	79,700	2,440,900	28,502	810,241	28,502	749,631

- (注) 1 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 株式会社ヨドバシカメラ
- 2 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 シンダイ株式会社
- 3 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 藤沢昭和
- 4 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 株式会社ブラネット社
- 5 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 株式会社ヨドバシカメラ
- 6 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 株式会社ヨドバシカメラ
- 7 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 齊京由勝
- 8 . 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 ジョルダン株式会社

9. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 植松時子
10. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 株式会社ヨドバシカメラ
11. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 株式会社ブレースホーム
12. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 安田企業投資 4号投資事業有限責任組合
13. 有償第三者割当 発行価格73,000円 資本組入額36,500円  
割当先 インテック・アイティ 2号投資事業有限責任組合
14. 株式分割 1 : 100
15. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）  
発行価格 1,200円  
引受価額 1,104円  
資本組入額 552円  
払込金総額 331,200千円
16. ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使



(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	17	24	29	3	1,892	1,973	-
所有株式数(単元)	-	1,704	1,541	6,148	3,853	14	11,140	24,400	900
所有株式数の割合(%)	-	6.98	6.31	25.20	15.79	0.06	45.66	100.00	-

(注)平成24年4月18日開催の取締役会決議に基づき、平成24年5月16日をもって1単元の株式数を1株から100株に変更しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヨドバシカメラ	東京都新宿区北新宿三丁目20番1号	354,100	14.51
池田 武弘	神奈川県横浜市港南区	151,100	6.19
インテック・アイティ2号投資事業有限責任組合	東京都江東区新砂一丁目3番3号	140,000	5.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	101,900	4.17
藤沢 昭和	東京都渋谷区	100,000	4.10
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアツツ613(常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12,D-60325 FRANKFURT AM MAIN,FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY(東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	83,735	3.43
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	55,500	2.27
坂巻 和彦	千葉県市原市	53,000	2.17
原田 実	神奈川県横浜市港南区	51,100	2.09
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル	50,000	2.05
計	-	1,140,435	46.72

(注)レオス・キャピタルワークス株式会社から、平成24年8月2日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成24年7月30日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、レオス・キャピタルワークス株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 レオス・キャピタルワークス株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
保有株券等の数 株式 111,600株  
株券等保有割合 4.73%

( 8 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,440,000	24,400	-
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	2,440,900	-	-
総株主の議決権	-	24,400	-

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第 1 回新株予約権 平成17年 2 月25日の定時株主総会決議（平成17年 3 月 1 日取締役会決議）

決議年月日	平成17年 2 月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第 2 回新株予約権 平成18年 2 月28日の定時株主総会決議（平成19年 2 月26日取締役会決議）

決議年月日	平成18年 2 月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第3回新株予約権 平成20年3月28日の定時株主総会決議（平成21年1月26日取締役会決議）

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第4回新株予約権 平成21年3月31日の定時株主総会決議（平成22年2月15日取締役会決議）

決議年月日	平成21年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第5回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議

決議年月日	平成22年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第6回新株予約権 平成22年3月31日の定時株主総会決議(平成23年2月18日取締役会決議)

決議年月日	平成22年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第7回新株予約権 平成22年12月20日の臨時株主総会決議（平成23年3月28日取締役会決議）

決議年月日	平成22年12月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

第8回新株予約権 平成23年11月16日の臨時株主総会決議（平成23年12月22日取締役会決議）

決議年月日	平成23年11月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

当社は、第1期から第6期までは当期純損失を計上しており、当事業年度末においても分配可能な利益の蓄積が進んでいないことから、誠に遺憾ながら当期は無配とさせていただきます。なお、業績見通しが順調に達成された場合、翌期の期末配当より配当を開始する予定であります。

当社は、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	-	-	-	-	3,775
最低(円)	-	-	-	-	1,811

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

なお、平成24年7月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,670	3,380	3,635	3,775	3,370	3,080
最低(円)	1,811	2,305	2,750	3,075	2,665	2,710

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

なお、平成24年7月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	-	池田 武弘	昭和47年4月12日生	平成11年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)入社 平成16年1月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)設立 代表取締役社長就任 平成22年12月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)代表取締役CEO就任(現任) 平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ代表取締役就任(現任) 平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ取締役就任(現任)	(注)3	151,100
取締役COO	セールス・マーケティンググループ長	原田 実	昭和40年7月19日生	平成2年4月 マニファクチュラス・ハノバー銀行(現 JPモルガン・チェース銀行)入行 平成9年1月 株式会社NEC総研(現 NECラーニング株式会社)入社 平成10年10月 ライコスジャパン株式会社(現 楽天株式会社)入社 平成11年11月 株式会社ライブドア(現 株式会社データホテル)入社 平成12年6月 株式会社シープロド入社 専務取締役COO就任 平成16年1月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)設立 取締役就任 平成22年12月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)取締役COOセールス・マーケティンググループ長就任(現任) 平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ代表取締役就任(現任) 平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ取締役就任(現任)	(注)3	51,100
取締役	コーポレート・マネジメントグループ長	小島 聡	昭和49年2月1日生	平成8年4月 隆祥産業株式会社(現 株式会社レクザム)入社 平成11年9月 株式会社ディスコ入社 平成22年10月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー 平成23年3月 当社取締役コーポレート・マネジメントグループ長就任(現任) 平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ監査役就任(現任) 平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ監査役就任(現任)	(注)3	-



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	渡邊 龍男	昭和39年6月11日生	昭和62年4月 住友生命保険相互会社入社 平成13年6月 サイトデザイン株式会社(現 株式会社フェヴリナ)取締役 就任 平成16年6月 株式会社オールアウト常勤 監査役就任(現任) 平成16年6月 株式会社SDホールディング ス(現 株式会社フェヴリ ナ)監査役就任 平成17年3月 デザインエクステンジ株式 会社監査役就任 平成19年6月 ウェブブロックホールディ ングス株式会社取締役就任 平成24年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	-	若本 英徳	昭和19年10月9日生	昭和42年4月 株式会社第一銀行(現 株式会 社みずほ銀行)入行 平成元年11月 ゴールドマン・サックス証券 会社(現 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)入社 平成6年7月 モルガン・スタンレー・ジャ パン・リミテッド(現 モル ガン・スタンレーMUF G証 券株式会社)入社 平成12年6月 株式会社トランスジェニック 代表取締役副社長就任 平成14年3月 アンジェスエムジー株式会 社(現 アンジェスMG株式 会社)取締役就任 管理本部長 平成16年4月 株式会社トリプレットゲート (現 当社)取締役就任 平成16年12月 ジェノダイブファーマ株式 会社取締役就任(現任) 平成21年3月 株式会社トリプレットゲート (現 当社)常勤監査役就任 (現任)	(注)4	20,600
監査役	-	杉山 和彦	昭和22年7月20日生	昭和45年4月 日商岩井株式会社(現 双日株 式会社)入社 平成12年9月 リスクモンスター株式会社設 立 代表取締役社長就任 平成16年6月 リスクモンスター株式会 社代表取締役会長就任 平成17年6月 リスクモンスター株式会 社取締役会長就任 平成22年7月 リスクモンスター株式会 社相談役就任 平成23年3月 当社監査役就任(現任) 平成24年7月 リスクモンスター株式会 社特別顧問就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	山田 啓之	昭和39年10月20日生	昭和63年4月 安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社)入社 平成3年5月 柳澤迫本公認会計士事務所入所 平成12年11月 エイジックス株式会社設立代表取締役(現任) 平成16年9月 クックパッド株式会社監査役就任 平成19年7月 クックパッド株式会社取締役就任(現任) 平成22年3月 株式会社トリプレットゲート(現 当社)監査役就任(現任)	(注)4	-
計						222,800

- (注) 1. 取締役 渡邊龍男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 杉山和彦及び山田啓之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成24年5月16日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成25年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成24年5月16日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成27年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

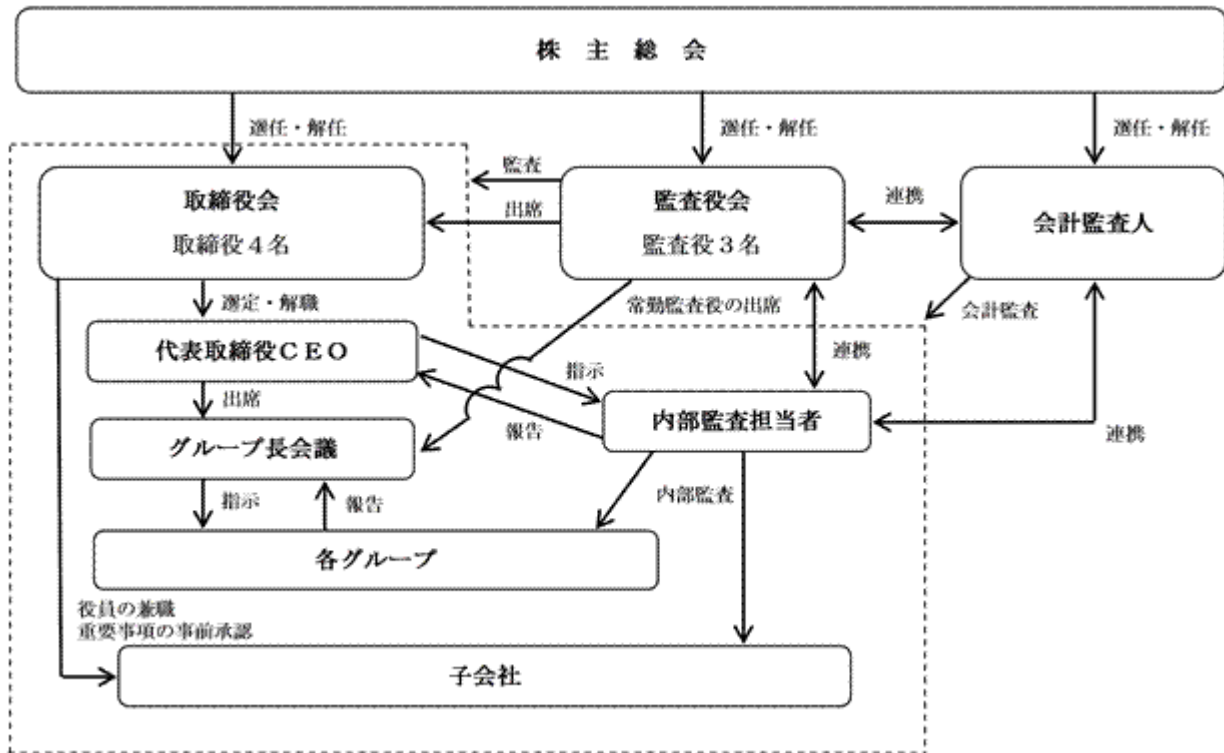
#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

#### 会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しており、以下の機関により経営の運営、法令及び定款の適合の確認を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



#### イ．取締役会

取締役会は、常勤の取締役3名のほか社外取締役1名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、取締役会を開催することになっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

#### ロ．監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役（社外）2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

#### ハ．グループ長会議

グループ長会議は、代表取締役CEO及び各グループの責任者で構成されております。グループ長会議は、原則として毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。グループ長会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各グループの情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。

なお、グループ長会議には、常勤監査役も出席しております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的にはコーポレート・マネジメントグループ長を内部監査責任者として定めて、相互チェックが可能な体制にて運用しております。

監査役監査につきましては、コーポレート・ガバナンスに精通した者を常勤監査役として選任しているほか、税理士及び企業リスクに精通した者を非常勤の社外監査役に選任しており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。

また、監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者が常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。

#### 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は中川一之、奥見正浩の2名であります。補助者の構成は公認会計士3名、その他3名となっております。

なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

#### 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム整備基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。内部監査は、各グループ長2名による相互監査で実施され、監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

#### 社外取締役及び社外監査役

##### イ．社外取締役及び社外監査役の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役2名を選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。

##### ロ．社外取締役及び社外監査役の独立性

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

なお、社外取締役1名及び社外監査役2名は、いずれも東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

##### ハ．社外取締役及び社外監査役との利害関係

社外取締役渡邊龍男及び社外監査役杉山和彦と当社との間に、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、当社の社外監査役山田啓之は新株予約権10個を保有しておりますが、その他に人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

役員報酬の内容

イ．平成24年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 ( 社外取締役を除く )	59,400	59,400	-	-	3
監査役 ( 社外監査役を除く )	11,200	11,200	-	-	1
社外役員	10,900	10,900	-	-	4

ロ．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ．中間配当の定め

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)ができる旨を定款に定めております。

ロ．自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	9,600	-	14,400	600
連結子会社	-	-	-	-
計	9,600	-	14,400	600

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、上場申請に係るコンフォート・レター作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結財務諸表には比較情報を記載しておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構、監査法人及びディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		1,630,186
売掛金		525,004
繰延税金資産		11,037
その他		19,208
貸倒引当金		3,128
流動資産合計		2,182,308
固定資産		
有形固定資産		
建物		13,504
減価償却累計額		2,657
建物(純額)		10,846
その他		86,545
減価償却累計額		27,475
その他(純額)		59,069
有形固定資産合計		69,916
無形固定資産		11,510
投資その他の資産		
保険積立金		204,633
繰延税金資産		11,053
その他		12,820
投資その他の資産合計		228,507
固定資産合計		309,934
資産合計		2,492,242
負債の部		
流動負債		
買掛金		736,649
未払金		146,018
未払法人税等		25,478
その他		44,163
流動負債合計		952,309
固定負債		
資産除去債務		5,899
固定負債合計		5,899
負債合計		958,208
純資産の部		
株主資本		
資本金		810,241
資本剰余金		749,631
利益剰余金		25,838
株主資本合計		1,534,034
純資産合計		1,534,034
負債純資産合計		2,492,242



【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高	5,500,950
売上原価	3,698,543
売上総利益	1,802,407
販売費及び一般管理費	1,205,329 <sup>1</sup>
営業利益	597,078
営業外収益	
受取利息	0
その他	67
営業外収益合計	67
営業外費用	
株式交付費	6,544
上場関連費用	13,705
その他	1,004
営業外費用合計	21,254
経常利益	575,891
特別損失	
固定資産除却損	417 <sup>2</sup>
特別損失合計	417
税金等調整前当期純利益	575,474
法人税、住民税及び事業税	20,677
法人税等調整額	131,307
法人税等合計	151,985
当期純利益	423,488
包括利益	423,488
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	423,488

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年12月31日)
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	616,139
当期変動額	
新株の発行	194,102
当期変動額合計	194,102
当期末残高	810,241
<b>資本剰余金</b>	
当期首残高	555,529
当期変動額	
新株の発行	194,102
当期変動額合計	194,102
当期末残高	749,631
<b>利益剰余金</b>	
当期首残高	449,327
当期変動額	
当期純利益	423,488
当期変動額合計	423,488
当期末残高	25,838
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	722,340
当期変動額	
新株の発行	388,205
当期純利益	423,488
当期変動額合計	811,693
当期末残高	1,534,034
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	722,340
当期変動額	
新株の発行	388,205
当期純利益	423,488
当期変動額合計	811,693
当期末残高	1,534,034

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	575,474
減価償却費	23,589
貸倒引当金の増減額（ は減少）	777
受取利息	0
固定資産除却損	417
株式交付費	6,544
売上債権の増減額（ は増加）	131,007
仕入債務の増減額（ は減少）	235,764
未払金の増減額（ は減少）	25,934
その他	562
小計	736,930
利息の受取額	0
法人税等の支払額	950
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>735,980</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	18,953
無形固定資産の取得による支出	8,264
保険積立金の積立による支出	204,633
その他	6,444
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>238,294</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
株式の発行による収入	381,660
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>381,660</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	879,347
現金及び現金同等物の期首残高	750,838
現金及び現金同等物の期末残高	1,630,186

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

平成24年11月1日に、株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ及び株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボを新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

その他 5～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結損益及び包括利益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
支払手数料	889,122千円
貸倒引当金繰入額	788千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
建物	417千円
計	417千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,612	2,420,288	-	2,440,900
合計	20,612	2,420,288	-	2,440,900

(変動事由の概要)

平成24年5月16日付で1株を100株に株式分割したことによる増加 2,040,588株

平成24年7月18日を払込期日とする公募増資による増加 300,000株

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 79,700株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金勘定	1,630,186千円
現金及び現金同等物	1,630,186千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,630,186	1,630,186	-
(2) 売掛金	525,004	525,004	-
資産計	2,155,191	2,155,191	-
(1) 買掛金	736,649	736,649	-
(2) 未払金	146,018	146,018	-
(3) 未払法人税等	25,478	25,478	-
負債計	908,146	908,146	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（平成24年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,629,876	-	-	-
売掛金	525,004	-	-	-
合計	2,154,881	-	-	-



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	取締役 3名 監査役 1名	取締役 2名	取締役 2名 社外協力者 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 60,000株	普通株式 70,000株	普通株式 190,000株
付与日	平成17年3月1日	平成19年2月26日	平成21年1月26日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成17年3月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年2月26日から 平成29年2月25日まで	平成21年1月26日から 平成31年1月25日まで

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	取締役 1名 社外協力者 2名	取締役 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 3,000株	普通株式 100,000株	普通株式 1,000株
付与日	平成22年2月25日	平成22年12月21日	平成23年2月21日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成22年2月25日から 平成32年2月24日まで	平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで	平成23年2月21日から 平成33年2月20日まで

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注)1	取締役 1名	従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 10,000株	普通株式 12,500株
付与日	平成23年3月29日	平成23年12月28日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません
権利行使期間	平成23年3月29日から 平成33年3月28日まで	平成23年12月28日から 平成33年12月27日まで

(注)1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成24年5月16日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	60,000	70,000	190,000
権利確定	-	-	-
権利行使	39,200	-	40,000
失効	-	-	-
未行使残	20,800	70,000	150,000

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,000	100,000	1,000
権利確定	-	-	-
権利行使	500	-	-
失効	-	-	-
未行使残	2,500	100,000	1,000

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	10,000	12,500
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	10,000	12,500

(注) 1. 平成24年5月16日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。  
2. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、「前連結会計年度末」の株式数については、提出会社の前事業年度末の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	700	730	730	730	730
行使時平均株価 (円)	3,167	-	2,760	2,733	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	730	730	1,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 平成24年5月16日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において新たに付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額            817,487千円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの  
権利行使日における本源的価値の合計額            178,890千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>	
ソフトウェア	4,054千円
繰延資産償却超過額	6,480千円
前受収益	6,782千円
資産除去債務	2,102千円
未払事業税	3,036千円
その他	1,799千円
繰延税金資産小計	24,255千円
評価性引当額	581千円
繰延税金資産合計	23,674千円
<b>繰延税金負債</b>	
資産除去債務に対応する除去費用	1,583千円
繰延税金負債合計	1,583千円
繰延税金資産の純額	22,090千円

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	11,037千円
固定資産 - 繰延税金資産	11,053千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.7%
(調整)	
繰越欠損金の利用	38.2%
評価性引当額の増減	23.2%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成25年1月1日に開始する連結会計年度から平成27年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成28年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	5,488,984

(注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

2. 上記金額は一般顧客に対する回収代行委託金額を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社ヨドバシカメラ	東京都新宿区	30,000	小売業	（被所有） 直接 14.5 [4.1]	営業取引	当社グループサービスに付随する物品の販売	1,625	売掛金	142
							当社グループサービスの販売代理	666,771	未払金	115,757

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の [ ] 内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

( 1株当たり情報 )

	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	628.47円
1株当たり当期純利益金額	190.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	181.88円

- (注) 1. 当社は、平成24年5月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 当社は、平成24年7月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は新規上場日から当連結会計年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	423,488
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	423,488
期中平均株式数(株)	2,223,222
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	105,191
(うち新株予約権)(株)	(105,191)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	-	5,500,950
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	-	-	575,474
四半期(当期)純利益金額 (千円)	-	-	-	423,488
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-	190.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	-	34.88

(注) 当連結会計年度の第4四半期より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の各項目につきましては参考として個別財務諸表の数値を記載いたします。

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期
売上高(千円)	1,231,720	2,562,956	3,986,140
税引前四半期純利益金額 (千円)	152,744	284,459	428,188
四半期純利益金額(千円)	152,562	254,624	338,774
1株当たり四半期純利益金額 (円)	74.02	123.53	157.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	74.02	49.52	39.06

(注) 当社は、平成24年7月19日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、第1四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2【財務諸表等】  
（1）【財務諸表】  
【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	750,838	1,520,507
売掛金	393,997	525,004
前払費用	13,343	18,705
繰延税金資産	154,622	11,037
その他	2,904	3,922
貸倒引当金	2,351	3,128
流動資産合計	1,313,353	2,076,049
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,752	13,504
減価償却累計額	1,352	2,657
建物（純額）	6,399	10,846
工具、器具及び備品	72,174	86,545
減価償却累計額	8,500	27,475
工具、器具及び備品（純額）	63,673	59,069
有形固定資産合計	70,072	69,916
無形固定資産		
ソフトウェア	5,859	11,510
無形固定資産合計	5,859	11,510
投資その他の資産		
関係会社株式	-	110,000
長期前払費用	166	966
保険積立金	-	204,633
繰延税金資産	-	11,053
その他	5,409	11,853
投資その他の資産合計	5,576	338,507
固定資産合計	81,508	419,934
資産合計	1,394,862	2,495,983

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	500,884	738,119
未払金	119,433	146,967
未払費用	464	-
未払法人税等	3,055	25,429
預り金	5,777	6,936
前受収益	19,091	18,182
その他	18,398	18,854
流動負債合計	667,105	954,489
固定負債		
繰延税金負債	1,223	-
資産除去債務	4,193	5,899
固定負債合計	5,417	5,899
負債合計	672,522	960,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	616,139	810,241
資本剰余金		
資本準備金	555,529	749,631
資本剰余金合計	555,529	749,631
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	449,327	24,278
利益剰余金合計	449,327	24,278
株主資本合計	722,340	1,535,594
純資産合計	722,340	1,535,594
負債純資産合計	1,394,862	2,495,983

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高	3,440,852	5,500,950
売上原価	2,171,731	3,699,479
売上総利益	1,269,121	1,801,470
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 882,679	<sup>2</sup> 1,204,804
営業利益	386,441	596,665
営業外収益		
受取利息	50	0
業務受託料	-	<sup>1</sup> 590
受取家賃	-	<sup>1</sup> 601
保険解約返戻金	43	-
その他	3	57
営業外収益合計	98	1,248
営業外費用		
株式交付費	-	6,544
上場関連費用	-	13,705
為替差損	18	262
営業外費用合計	18	20,512
経常利益	386,521	577,402
特別損失		
固定資産除却損	<sup>3</sup> 2,484	<sup>3</sup> 417
契約解除損失	191,974	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	188	-
特別損失合計	194,646	417
税引前当期純利益	191,874	576,985
法人税、住民税及び事業税	960	20,629
法人税等調整額	88,294	131,307
法人税等合計	87,333	151,936
当期純利益	279,208	425,048

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)			当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)		金額(千円)	構成比 (%)	
商品原価							
1 商品期首たな卸高		20,510			-		
2 当期商品仕入高		-			396		
合計		20,510			396		
3 他勘定振替高		202			-		
4 商品期末たな卸高	1	-	20,308	0.9	-	396	0.0
労務費			4,243	0.2		4,899	0.1
経費	2		2,147,179	98.9		3,694,184	99.9
当期売上原価			2,171,731	100.0		3,699,479	100.0

前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1 商品期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品たな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 20,240千円	-
2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 通信回線利用料 2,093,189千円 減価償却費 9,338千円	2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 通信回線利用料 3,604,811千円 減価償却費 20,970千円

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	616,139	616,139
当期変動額		
新株の発行	-	194,102
当期変動額合計	-	194,102
当期末残高	616,139	810,241
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	555,529	555,529
当期変動額		
新株の発行	-	194,102
当期変動額合計	-	194,102
当期末残高	555,529	749,631
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	555,529	555,529
当期変動額		
新株の発行	-	194,102
当期変動額合計	-	194,102
当期末残高	555,529	749,631
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	728,535	449,327
当期変動額		
当期純利益	279,208	425,048
当期変動額合計	279,208	425,048
当期末残高	449,327	24,278
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	728,535	449,327
当期変動額		
当期純利益	279,208	425,048
当期変動額合計	279,208	425,048
当期末残高	449,327	24,278
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	443,132	722,340
当期変動額		
新株の発行	-	388,205
当期純利益	279,208	425,048
当期変動額合計	279,208	813,253
当期末残高	722,340	1,535,594
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	443,132	722,340
当期変動額		
新株の発行	-	388,205
当期純利益	279,208	425,048
当期変動額合計	279,208	813,253
当期末残高	722,340	1,535,594

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 6～15年  
工具、器具及び備品 5～15年  
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 繰延資産の処理方法  
株式交付費  
支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

（会計方針の変更）

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当事業年度に株式分割を行いました。前事業年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（減価償却方法の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。



**【表示方法の変更】**

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」に表示していた5,409千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払消費税等」に表示していた18,398千円は、「その他」として組み替えております。

**【追加情報】**

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
関係会社からの業務受託料	- 千円	590千円
関係会社からの受取家賃	- 千円	601千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57%、当事業年度62%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43%、当事業年度38%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
販売促進費	28,704千円	81,329千円
役員報酬	62,040千円	81,500千円
支払手数料	659,101千円	890,321千円
減価償却費	2,846千円	2,619千円
貸倒引当金繰入	1,442千円	788千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
建物	- 千円	417千円
工具、器具及び備品	2,484千円	- 千円
計	2,484千円	417千円

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式110,000千円、前事業年度は該当事項なし)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	220,054千円	- 千円
ソフトウェア	- 千円	4,054千円
繰延資産償却超過額	10,408千円	6,480千円
前受収益	7,483千円	6,782千円
資産除去債務	1,494千円	2,102千円
未払事業税	856千円	3,036千円
その他	1,447千円	1,217千円
繰延税金資産小計	241,745千円	23,674千円
評価性引当額	87,123千円	- 千円
繰延税金資産合計	154,622千円	23,674千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,223千円	1,583千円
繰延税金負債合計	1,223千円	1,583千円
繰延税金資産の純額	153,398千円	22,090千円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	154,622千円	11,037千円
固定資産 - 繰延税金資産	- 千円	11,053千円
固定負債 - 繰延税金負債	1,223千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
繰越欠損金の利用	41.0%	38.1%
評価性引当額の増減	46.1%	23.0%
その他	0.9%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5%	26.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	350.45円	629.11円
1株当たり当期純利益金額	135.46円	191.19円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	182.55円

- (注) 1. 当社は、平成24年5月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 当社は、平成24年7月19日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は前事業年度末時点においては非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 35,044.65円

1株当たり当期純利益金額 13,545.90円

4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	279,208	425,048
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	279,208	425,048
期中平均株式数(株)	2,061,200	2,223,222
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	105,191
(うち新株予約権)(株)	-	(105,191)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,752	6,340	587	13,504	2,657	1,475	10,846
工具、器具及び備品	72,174	14,371	-	86,545	27,475	18,975	59,069
有形固定資産計	79,926	20,711	587	100,050	30,133	20,450	69,916
無形固定資産							
ソフトウェア	36,655	8,789	-	45,444	33,934	3,138	11,510
無形固定資産計	36,655	8,789	-	45,444	33,934	3,138	11,510
長期前払費用	166	1,247	447	966	-	-	966

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

  工具、器具及び備品 モバイルインターネットサービス通信機器 13,014千円

  ソフトウェア モバイルインターネットサービス通信機器 6,090千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

  建物 本社建物に関する設備の除却 587千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,351	3,128	11	2,339	3,128

(注) 「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	309
預金	
普通預金	1,520,198
小計	1,520,507
合計	1,520,507

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	519,708
ソフトバンクテレコム株式会社	4,830
株式会社ヨドバシカメラ	142
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	91
株式会社ブイキューブ	73
その他	158
合計	525,004

(注) GMOペイメントゲートウェイ株式会社、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社に対する残高全額、並びにソフトバンクテレコム株式会社に対する残高の内1,890千円は、回収代行委託金額になっております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
393,997	5,775,997	5,644,990	525,004	91.5	29.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

固定資産

保険積立金

相手先	金額(千円)
日本生命保険相互会社	204,633
合計	204,633

流動負債  
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
UQコミュニケーションズ株式会社	712,299
KDDI株式会社	9,362
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	8,255
ソフトバンクテレコム株式会社	3,277
株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ	1,890
その他	3,035
合計	738,119

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ヨドバシカメラ	115,757
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ	5,751
株式会社CSKサービスウェア	5,439
住友商事株式会社	4,977
株式会社オーレ	2,673
その他	12,369
合計	146,967

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは以下のとおりです。 <a href="http://www.wirelessgate.co.jp/">http://www.wirelessgate.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
平成24年6月15日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成24年7月2日及び平成24年7月10日関東財務局長に提出。  
平成24年6月15日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第9期第2四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出。  
（第9期第3四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2（上記(1)有価証券届出書の記載内容の変更）の規定に基づく臨時報告書 平成24年7月12日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月22日

株式会社 ワイヤレスゲート  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワイヤレスゲートの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲート及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワイヤレスゲートの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ワイヤレスゲートが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年3月22日

株式会社 ワイヤレスゲート  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワイヤレスゲートの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲートの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。